

## 中央区 2 歳女児死亡事案に係る検証の進め方について

### 1 経緯

令和元年 6 月 5 日、札幌市中央区の 2 歳女児（未就園児）が虐待と疑われる状況下で死亡した事案が発生（同日実母の交際者が、翌 6 日実母が逮捕）。

これを踏まえ、市では、同 10 日に市内部に「札幌市児童虐待防止緊急対策本部」を設置し、緊急に対応すべき事項（乳幼児健診未受診者等の再点検、警察との確実な連携、夜間・休日対応の検討、リスク再評価方法の徹底等）に着手した。

一方、外部の検証組織としては、児童福祉に関する事項の調査審議を行う常設の機関である「札幌市子ども・子育て会議」の「児童福祉部会」を充てることとし、同 20 日の児童福祉部会において、具体的な検証を行う「検証ワーキンググループ」を設置することが決定されたもの。

### 2 児童福祉部会検証ワーキンググループについて

児童福祉部会内に設置する「検証ワーキンググループ」の役割、委員構成は下記を想定。なお、1 回目の検証ワーキングは、7 月を目処に開催することとし、以降の検証ワーキングは「非公開」とすることを決定した。

#### (1) 「検証ワーキンググループ」の役割

- ① 対象事案について、関係機関ごとのヒアリング、その他の必要な調査を実施する。
- ② 調査結果に基づき、課題等を分析し、再発防止のために必要な取組を検討する。
- ③ 検証結果とともに再発防止のための提言をまとめ、報告する。

#### (2) 「検証ワーキンググループ」の委員構成

児童福祉部会から松本部長、高橋委員が「検証ワーキンググループ」の委員に就任するほか、事案に係る市内外の母子保健、地域連携、保育等の専門家に対し、臨時委員として就任を依頼する。

### 3 検証の進め方

#### (1) 想定される検証スケジュール

時期	項目
令和元年 6 月 20 日	児童福祉部会（検証組織の設置等を決定）
令和元年 7 月～	検証ワーキンググループ（開催頻度等未定） ※関係先ヒアリング、事案の検証、課題分析・改善提案の検討、 報告書案作成等
時期未定	児童福祉部会（報告書のとりまとめ）

#### (2) 決議方法

札幌市子ども・子育て会議条例第 9 条第 6 項の規定に基づき、児童福祉部会の決議をもって、子ども・子育て会議の決議とする。